

## 豊橋市のいじめ対策について

## 1 豊橋市のいじめ認知件数

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
小学校	155 件	272 件	408 件	486 件
中学校	92 件	144 件	127 件	184 件
合 計	247 件	416 件	535 件	670 件

\* 毎月、いじめ認知件数について「発生件数」「主な態様」「発見の発端」を各学校から報告。年間で集計したものを県教委を通して文科省へ報告。統計法に基づき、市としての件数は公表しないため取扱注意。

## 2 小中学校のいじめ問題の対応

- ・平成25年、国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体の「地方いじめ防止基本方針」策定については努力義務、全国小中学校の「学校いじめ防止基本方針」策定については義務づけられた。これを受け、豊橋市においては平成26年度末までにすべての小中学校が策定を終えた。
- ・各校では、法に基づいていじめ防止等のための対策のための組織を設置し、組織的な対応を推進している。多くの学校では、この組織として従来の「生活サポート委員会」をこれに充てている。
- ・いじめを認知した職員が、学年主任や生徒指導担当教諭に報告し、「生活サポート委員会」を開いて校長、教頭、教務、校務などとも情報共有を図り、組織的に対応している。
- ・定期的にアンケートを実施（取り組みの考え方については後述）し、いじめ問題の実態把握に努めている。

## 3 豊橋市のいじめ問題の対応

- ・各学校から提出される毎月の月例報告をもとに、対応に問題があると判断した場合はその都度指導助言をしている。
- ・小中それぞれ年間4回、生徒指導担当者を集め、各校でのいじめを含めた問題行動等の情報交換会を実施している。会には、豊橋警察署少年係、市生徒指導指導員、東三河教育事務所生徒指導担当、市教育委員会が参加し、指導助言を行っている。

## 平成27年度の重点指導事項

## ■いじめ認知件数「0件」の意味

「いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる」という考えに立って、この「0件」という報告を考えると、「0件」＝「いじめを一つも認知できなかった」という報告であるとの認識をもち、いっそう厳しい目で子どもの様子を見守るよう指導している。

	4月	5月	6月	7月	9月	10月
小学校	31校	33校	27校	28校	23校	10校
中学校	14校	11校	10校	7校	10校	3校

\* 月例報告でいじめ認知件数「0件」と報告した学校数

### ■いじめアンケートの目的

学校で行うべきいじめアンケートは、被害者や加害者を特定することが目的ではなく、教師の気づかない潜在的ないじめがどの程度起きているかを把握するためのものである。「記名式」では、重篤ないじめほど隠そうとするという限界があり、「無記名式」の方がより正確な回答を得ることができるという認識をもって実施するよう各校への指導を行っている。

### ■いじめ問題の研修

教頭研修会や養護教諭研修会において、「いじめ問題に係る校内体制づくり」を取り上げた。学校のすべての教職員が子どものちょっとした変化も見逃さない感性を磨き、キャッチした変化についてはいつでも情報共有できる同僚性を大切にされた教職員集団づくりに努めるよう講話をした。

## 4 豊橋市いじめ防止対策基本方針

文科省は、市としての基本方針は努力義務としているが、豊橋市としては、今年度中には原案をまとめ、その後、教育委員会定例会や総合教育会議、パブリックコメント等を経て来年度中には策定するよう進めている。

## 5 重大事態が起きたときの対応

教育委員会の指示により、市のいじめ防止対策基本方針で設置していく予定の「豊橋市いじめ問題専門委員会（仮）」に、調査を依頼する。質問票の使用、その他の適切な方法により当重大事態に係る事実関係を明確にし、いじめを受けた児童等およびその保護者に必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通して首長に報告をする。

※「豊橋市いじめ問題専門委員会（仮）」…10名程度

児童相談所、警察、臨床心理士、心理カウンセラー、市P連などで構成